

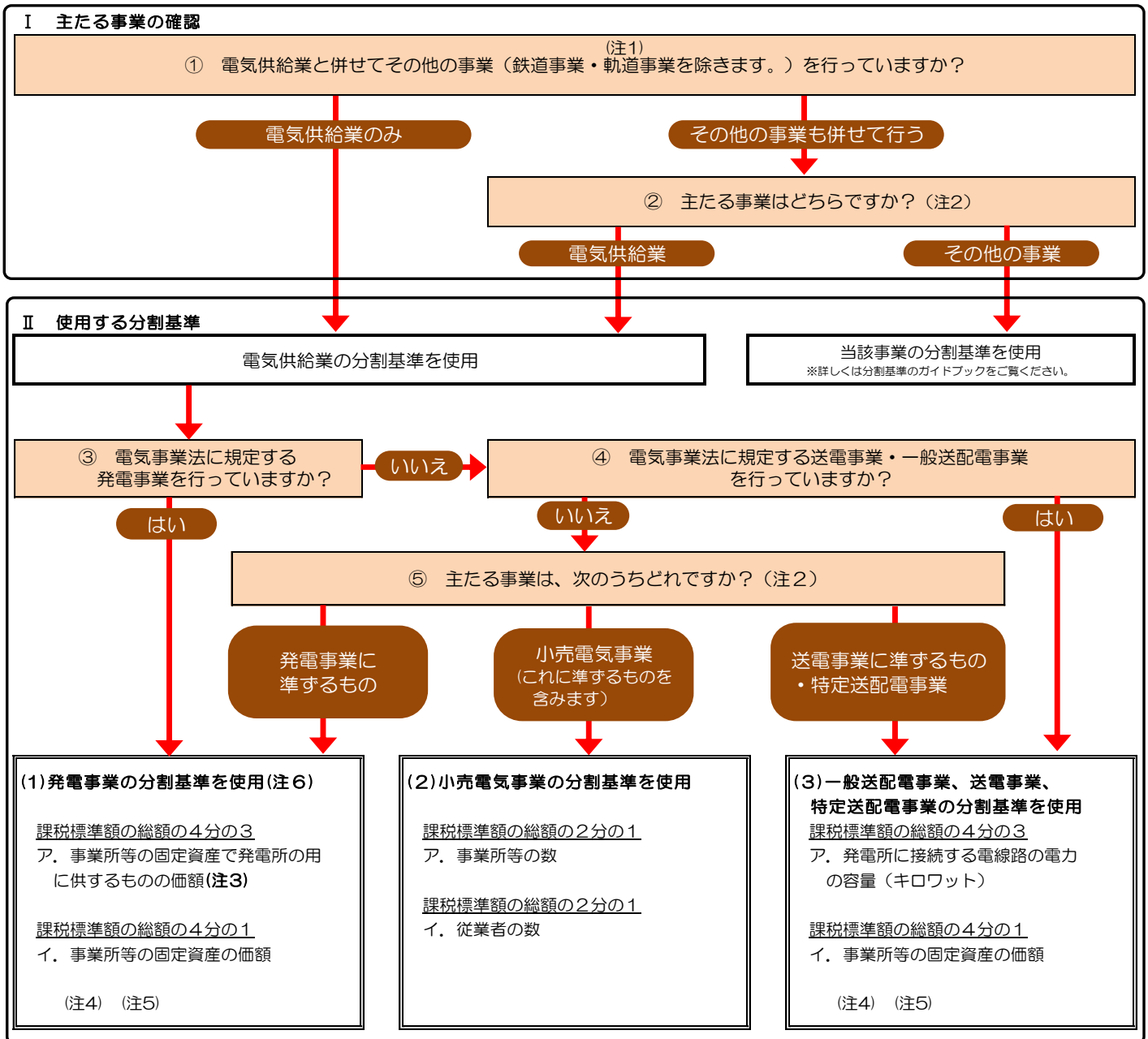
(法人事業税) 電気供給業の分割基準の変更について

【平成29年3月31日以後終了事業年度から令和2年3月31日以前終了事業年度分】

平成29年4月 東京都主税局

平成29年度税制改正により、電気供給業の法人事業税に係る分割基準が変更されました。
他道府県に事務所又は事業所（以下、事業所等といいます）を有し、電気供給業を行っている場合、平成29年3月31日以後終了する事業年度から、使用する分割基準は下記のとおりになりますので、ご確認をお願いします。

1. 使用する分割基準の適用方法



(注1) 鉄道事業・軌道事業を行う法人について

○ 鉄道事業・軌道事業のほか電気供給業等を行う場合、上記フロー図②より使用する分割基準を確認してください。

○ 鉄道事業・軌道事業に係る部分についての分割基準は軌道のキロメートル数を使用します。

(注2) 主たる事業の考え方については、裏面の2. 電気供給業の分割基準に係るQ&A A1をご覧ください。

(注3) 昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の特例は、平成29年3月31日以後終了する事業年度において廃止されました。

(注4) イ. のみある場合は、課税標準の総額をイ. により按分してください(地方税法第72条の48第3項第2号ロ(2)、ハ(2))

(注5) ア. 及びイ. が無い場合は、課税標準は按分せず、全額を本店所在地の都道府県に申告してください。

(注6) あわせて一般送配電事業(または送電事業)を行う法人で、発電事業において小売電気事業用の電気を発電していない場合は、(3)の分割基準を使用してください(地方税法第72条の48第9項第1号)。

○ 分割基準における電気供給業の各事業とは（地方税法第72条の48第3項第2号、地方税法施行規則第6条の2）

(1) 発電事業とは

電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるもの※を含みます）をいいます。

※ 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業に準ずるもの

(例) ・需要に応じて供給する電気を発電する事業であって、設備の出力が1,000KW未満であるため、発電事業の届出が不要であるもの

・電気事業法に規定する小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気ではなく、特定の電気供給先にて消費される電気を発電し供給するもの

(2) 一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業

① 一般送配電事業とは

電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業をいいます。

② 送電事業とは

電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業（これに準ずるものを含みます）をいいます。

③ 特定送配電事業とは

電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいいます。

(3) 小売電気事業とは

電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含みます）をいいます。

2. 電気供給業の分割基準に係るQ & A

Q1 分割基準において、電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の主たる事業とは、どのように考えればよいですか。

A1 それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。

これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します（地方税法72条の48第3項、72条の48第8項、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）3章9の11）。

Q2 当社は電気供給業で、特定送配電事業及び小売電気事業に該当します。どの分割基準を使用したらよいですか。

A2 分割基準における特定送配電事業と小売電気事業に該当する場合は、A1の考え方に基づき、これらの事業のうちいずれかを主たる事業として、主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください（地方税法第72条の48第9項第3号）。

Q3 当社は電気供給業（発電事業、小売電気事業）を行っています。X年度の売上金額は、1,500億円（内訳：電気供給業（発電事業200億円、小売電気事業400億円）、製造業500億円、不動産業400億円）でした。どの分割基準を使用したらよいですか。

A3 まず、電気供給業と電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定します。売上によって判定すると（A1参照）、電気供給業の売上金額600億円（発電事業200億円及び小売電気事業400億円）は、それぞれ製造業の売上金額500億円、不動産業の売上金額400億円よりも大きいため、電気供給業の分割基準を使用することになります（法72条の48第10項）。

次に、電気供給業のうち、どの分割基準を使用するかについては、この場合、電気事業法に規定されている発電事業を行っていれば、発電事業の分割基準を使用します（法72条の48第9項第2号）。

Q4 分割基準における事業所等の固定資産の価額とは、何をいければよいですか。

A4 事業所等の固定資産の価額とは、事業年度終了の日における貸借対照表に記載されている事業所等の固定資産の価額をいいます。ここでいう固定資産とは、事業所等の土地、家屋、及び、家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産がそれぞれ対象となります（地方税法第72条の48第4項第3号、規則6条の2の2第4項、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）3章9の7）。